平成２３年（フ）第６０号
香川県丸亀市田村町488番地
債務者　田村　純一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７３号
香川県坂出市久米町１丁目15番２号
債務者　赤堀　恵水
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７８号
香川県丸亀市津森町453番地１　津森ハイツＡ15号
債務者　大森　淺光
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８１号
香川県丸亀市津森町140番地２　アルファステイツ丸亀城西404号
債務者　荒井　正人
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９１号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅28―304
債務者　長谷川　昇
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２２４号
北九州市門司区大字恒見28番地１
債務者　上園　輝彦
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１３号
北九州市小倉南区湯川２丁目８番17号
債務者　野村　　光
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９４号
北九州市小倉北区片野新町１丁目14番10号　葵荘205
債務者　古閑　浩己
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４１０号
北九州市小倉北区竪林町２番22―207号
債務者　中田　卓也
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６号
佐賀県多久市多久町2344番地
債務者　篠原　　健（旧姓市丸）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目24番１―２―４号清水団地64号
債務者　竹下　昭記
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目26番５号静和荘102号
債務者　西岡　節子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
北海道小樽市花園３丁目８番３号　原正方、前住所三重県鈴鹿市庄野共進１丁目４番17号
債務者　松山　真理（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０１号
北海道小樽市入船２丁目４番２号　サンワビル２Ｆ、前住所北海道小樽市新光４丁目16番２号
債務者　中谷　郁子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０５号
北海道小樽市末広町15番13号　Ｍ．ＡＰ202号室、前住所北海道小樽市花園４丁目12番115号
債務者　稲垣　靖彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０７号
北海道小樽市新光４丁目11番12号、前住所札幌市手稲区稲穂１条１丁目18番８号　ドリームハウスばちえらＥ号
債務者　田中　静哉
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道小樽市新光４丁目11番12号、前住所札幌市手稲区稲穂１条１丁目18番８号　ドリームハウスばちえらＥ号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部